

## JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Version 2.1 (改定案) について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

### 1. 改定目的

一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「協会」といいます。）は、2019年10月28日、セクター拡大に対応したプログラム文書となるよう文書体系を見直すとともに、JFS 監査及び適合証明プログラムの信頼性や監査業務の標準化をさらに向上させることを目的として、JFS 監査及び適合証明プログラム文書 version2.0 を公表しました。

この改定により、監査工数の標準化を進めるために、JFS-C 認証スキーム文書の基準に則った監査工数の算定基準を導入することとしました。しかし、公表後、version2.0 に基づく算定基準を採用することにより、監査工数が大幅に増加する組織が出てくることが判明しました。そこで、JFS 規格の適合証明取得や維持を目指していただく組織にとって監査の負担が不合理に増えることを防止し、適切な監査工数による監査が実施されるため、監査工数の算定基準を改めて見直し、改定を提案いたします。

また、従来、監査会社ごとの監査員及び判定員の情報を公表しておりましたが、個人情報保護及び不正競争防止の趣旨に鑑み、これらの情報を非公開とする改定案を提案します。

### 2. 改定案の概要

#### (1) 監査工数の算定基準の見直し

##### ① 事前準備の監査工数の位置づけ

プログラム文書 ver.2.0 において、事前準備の監査工数 0.5 人日を確保することを明記しました。この事前準備において、HACCP プランを含む HACCP 関連文書を必ず監査することを明記します。なお、プログラム文書は、厳密な二段階審査を要求するものではありませんが、事前監査において HACCP プランを文書により監査しておくことにより、T<sub>H</sub>の監査工数とのバランスを確保します。

##### ② HACCP プラン数の算定基準

プログラム文書 ver.2.0 において、HACCP プランを「組織が重大な危害要因を管理するために、コーデックス HACCP 7 原則 12 手順に従って作成した文書のこと」(1.2 (13)) と定義しました。HACCP プランの数は、監査対象の製品が複数あっても、対象製品（群）に関する危害要因を HACCP12 手順 7 原則に

基づいて制御するための計画（プラン）が同一といえるのであれば、HACCPプラン数を1とすることができることを付属書1に明記します。

しかし、中小規模で多品種の製品を製造する組織の場合、製品群でまとめたとしてもHACCPプラン数が増大する可能性があります。そこで、HACCPプラン数あたり妥当な監査工数が割り当てられるよう $T_H$ の算定基準を変更し表1に示します。

### ③ 従業員数の定義の明確化

従業員数は、FTW（full-time worker）の従業員数として、週5日1日8時間の労働時間に換算した数字を用いることを明記します。

### ④ $T_{FTW}$ の算定基準を変更する。

プログラム文書 ver.2.0 の  $T_{FTW}$  の算定基準は従業員数に応じた監査工数の増加幅が大きく、労働集約型の食品製造業において監査工数が増大することから、従業員50人までを追加監査工数を0とし、監査工数の増加幅も緩やかにします。

### （2）監査員・判定員情報の非公表化

従来、監査会社ごとの監査員及び判定員の情報を公表していましたが、個人情報保護及び不正競争防止の趣旨に鑑み、これらの情報を非公開とし、弊協会のホームページ上では閲覧できないようにします。しかしながら、協会としては、監査員及び判定員の力量管理のため、今後も非公開のデータベース上で、監査員及び判定員の情報を管理していきます。

以上

(参考) 現行プログラム文書と改定案との対照表 (付属書 1 (3))

	現行 (ver. 2.0)	改定案 (ver. 2.1)
(3) ①	<p>事前準備</p> <p>監査計画書の作成 ((2) ①) 及び文書確認 ((2) ②) の標準監査工数は、0.5 人日とする。</p>	<p>事前準備</p> <p>事前準備において、HACCP 関連文書及びセルフチェック結果等を確認し、規格要求事項に基づいて HACCP が適切に構築されているかをあらかじめ監査しなければならない。</p> <p>監査計画書の作成 ((2) ①) 及び文書確認 ((2) ②) の監査工数は、0.5 人日を目安とする。</p>
②	<p>初回監査及び更新監査</p> <p>初回監査及び更新監査の現地監査は、最小監査工数を 1 人日 (原則 8 時間) とする。</p> <p>監査工数は、次の算式により算定される人日を基本とし、必要に応じて、サイトの規模など他の条件を加えて基本工数から工数を追加することも可能とする。なお、初回監査においては、現地監査工数の 65% 程度を現場監査 (1.2(13) 参照) としなければならない。</p> $T_S = T_D + T_H + T_{MS} + T_{FTW} + T_{GMP}$	<p>初回監査及び更新監査</p> <p>初回監査及び更新監査の現地監査は、最小監査工数を 1 人日 (原則 8 時間) とする。</p> <p>監査工数は、次の算式により算定される人日を基本とする。</p> $T_S = T_D + T_H + T_{FTW} + T_{GMP}$
$T_H$	<p>HACCP プラン数が 1 を超える場合に追加する監査工数</p> $(HACCP \text{ 調査数} - 1) \times 0.5$	<p>HACCP プラン数が 2 を超える場合に追加する監査工数 (表 1 のとおり)</p> <p>なお、監査対象となる製品が複数であっても、対象製品 (群) に関する危害要因を HACCP12 手順 7 原則に基づいて制御するための計画 (プラン) が同一といえるのであれば、HACCP プラン数を 1 としてよい。</p>
$T_{FTW}$	<p>従業員数に応じた監査工数 (表 1 のとおり)</p>	<p>従業員数に応じた監査工数 (表 1 のとおり)</p> <p>従業員数は、FTW (full-time worker) の従業員数として、週 5 日 1 日 8 時間の労働時間に換算した数字を用いる。</p>

	現行 (ver. 2.0)	改定案 (ver. 2.1)
		<p>監査会社は、適切な監査を行うために必要と判断した場合に、サイトの規模など他の要素を考慮して基本工数から工数を増減することができる。ただし、基本監査工数から逸脱する場合には、それを正当化する根拠を記録しておかなければならない。</p> <p>初回および更新監査においては、現場における監査（インタビュー及び文書、記録の確認を含む）を重視しなければならない。</p>
表 1 T <sub>H</sub>	(HACCP プラン数-1) × 0.5	HACCP プラン数 1~2=0 3~4=0.25 5~6=0.5 7~8=0.75 <9=1.0
表 1 T <sub>FTW</sub>	1~ 19 = 0 20~ 49 = 0.5 50~ 79 = 1.0 80~ 199 = 1.5 200~ 499 = 2.0 500~ 899 = 2.5 900~ 1299 = 3.0 1300~ 1699 = 3.5 1700~ 2999 =4.0 3000~ 5000 = 4.5 > 5000 = 5.0	1~50=0 51~100=0.25 101~500=0.5 501~1000=1.0 1001~5000=1.5 <5000=2.0